

日本ファースト証券株式会社に対する行政処分について

日本ファースト証券株式会社（以下「当社」という。）に対して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めたこと等により、以下の事実が認められた。

上記報告によれば、当社は、顧客から預託を受けた証拠金その他の保証金等について、預託不足となっている顧客に店頭デリバティブ取引を継続させ他の顧客から預託を受けた保証金等を流用しているなど自己の固有財産と区分しておらず、法第 43 条の 3 の規定に基づく管理を行っていないと認められる。

また、法第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づき当局に届け出ている自己資本規制比率及び同条第 3 項の規定に基づき公衆の縦覧に供している「自己資本規制比率を記載した書面」について、自己資本規制比率の算定において、顧客への立替金を控除資産として計上せず自己資本規制比率を算出しており、事実と異なる比率を届出及び記載している。

以上のことについては、法第 52 条第 1 項第 6 号に該当すると認められる。

さらに、正確な自己資本規制比率を算定したところ、100%を下回っており、このような当社の状況は、法第 53 条第 2 項に該当すると認められる。

以上のことから、本日、当社に対し下記の行政処分を行った。

記

1. 法第 52 条第 1 項第 6 号及び法第 53 条第 2 項の規定に基づく業務停止命令

平成 19 年 12 月 4 日から平成 20 年 6 月 3 日までの間、全店舗における全ての金融商品取引業務の停止を命じる。

ただし、顧客の決済取引等当局が個別に認めたものを除く。

2. 法第 51 条の規定に基づく業務改善命令

(1) 顧客から預託を受けた保証金等の正確な把握を行い、不足額を速やかに解消すること。

(2) 顧客資産の保全を最優先とし、会社財産の不当な費消を行わないこと。

(3) 自己資本規制比率の改善計画を策定すること。

(4) 顧客に対して今回の行政処分の内容を周知するとともに、適切な対応を行うこと。

(5) 法令遵守に関する内部管理態勢の強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。

(6) 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。

上記(1)については、毎週金曜日（金曜日が休日の場合は翌営業日）及び随時に東京財務事務所へ書面で報告すること。また、(2)から(6)については、毎月末（末日が休日の場合は翌営業日）及び随時に東京財務事務所へ書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督第1課

048-600-1155